

## 緊急事態宣言中の9月13日（月）からの教育活動について

緊急事態宣言が延長されたことに伴い、県教育委員会より「緊急事態宣言の延長に伴う同宣言期間中の県立学校の教育活動等について」の通知がありました。

この通知を受け、本校では緊急事態宣言期間中の教育活動を下記のようにして参ります。

### 記

#### 1 授業について

- (1) 3年生は、毎日登校し、時差通学・短縮日課（45分6時間授業）を行います。  
朝のSHRは8:55から行います。
  - (2) 1, 2年生は、分散登校・時差通学・短縮日課（45分6時間授業）を行います。  
朝のSHRは8:55から行います。  
1, 2年生の登校日は次のようになります。
    - ・1年生の登校日…14日(火), 16日(木), 22日(水), 24日(金), 28日(火)
    - ・2年生の登校日…13日(月), 15日(水), 17日(金), 21日(火), 27日(月), 29日(水), 30日(木)
- ※ 1,2年生には課題を配付します。  
※ 緊急事態宣言の解除が早まった場合や国の動向及び県内の状況によって変更されることがあります。

#### 2 学校行事や部活動について

- (1) 緊急事態宣言期間中は、学校行事を実施せず、可能な限り延期します。（ただし、延期することが困難な行事については、感染対策を万全にした上で実施可とします。）
- (2) 緊急事態宣言期間中は、部活動は原則として実施しない。（ただし、公式大会への参加は可とし、大会2週間前から大会までの、校内での練習や県内での練習試合も実施可とするが、平日の活動は週あたり3日以内（部活動のためだけに登校し、平日の全学年（1, 2年）での練習は週あたり1日のみ）とします。）

#### 3 感染拡大防止について

- (1) 毎朝登校前に、自宅で検温をし、発熱や風邪の症状がある場合には、無理な登校はせず、自宅療養してください。その際、学校への連絡を忘れないでください。
- (2) マスクの着用、手指消毒などの基本的な感染症対策の徹底をお願いします。（特に、マスクについては最も効果の高い不織布マスクの着用をお願いします。）
- (3) 以下の場面で、高校生の感染事例が見られることから、以下のような場面を避けてください。
  - ・登下校時における飲食店や遊興施設への立ち入り
  - ・マスクを外した状態での会話（昼食時等）
  - ・休日の友人同士での不要不急の外出
- (4) 学校でも健康観察は行いますが、体調に変化が生じた場合には、保護者に連絡をいたします。
- (5) 不明な点は学校まで御連絡ください。